

札幌市エレクトロニクスセンターにおけるスタートアップ支援の一部変更について ～設立間もない中小企業の入居賃料一定期間免除～

当財団ではこれまで、札幌市の産業振興に寄与するための施策、とりわけ創業・起業、スタートアップ（設立間もない中小企業）に対する支援として、創業予定者に対する事業計画書の作成指導、融資の相談・あっせん、創業塾・さっぽろ起業道場などのセミナー、起業志望者向け講座の開講や、北海道内のスタートアップを育成するアクセラレータープログラム「Open Network Lab HOKKAIDO」（<https://onlab-hokkaido.jp>）との連携を実施するなど、さまざまな支援を行ってまいりました。

平成 30 年（2018 年）10 月からは、安定した収入が期待できない設立間もない時期においては、可能な限り固定費の負担を軽減することが肝要であることから、新たなスタートアップ支援策の一環として、札幌市エレクトロニクスセンターの技術開発室（レンタルオフィス、ラボ）に入居を希望されるスタートアップに対し、賃料（使用料・共益費）の一定期間免除を実施しております。

今回、より多くのスタートアップに対して支援を行うこと、その後、長きに渡り、市内産業の活性化の一翼を担う存在になることを期待し、賃料（使用料・共益費）の免除終了後も、引き続きエレクトロニクスセンターでの活動を継続していただきたく、スタートアップ支援に関する制度を一部変更致します。

◎スタートアップ支援の概要

(1) 対象

エレクトロニクスセンター技術開発室に新たに入居し、IT 関連、食・バイオ関連の研究開発を行う、または、新たに開始しようとする中小企業等（※）で、入居（使用）を開始する日において法人設立後（個人にあつては、現に営んでいる事業の開始後）7 年以内の者。

※ 中小企業等とは、中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人と、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）に掲げる事業協同組合、企業組合等の中小企業団体をいう。

(2) 技術開発室賃料（使用料・共益費）の一定期間免除及び入居継続義務期間について

区分	賃料を免除する期間	賃料免除期間終了後【追加条件】
創業 5 年未満	入居から 1 年間	更に 1 年間の入居継続義務期間を設ける
創業 5 年以上 7 年以内	入居から半年間	更に半年間の入居継続義務期間を設ける

(3) その他の要件

免除を受けることができるのは同一企業について 1 度限り。

◆本件に関するお問い合わせ先
IT・クリエイティブ産業振興部
担当：山下（011-807-6000）